

KNC NETWORK NEWS

2016年1月30日 発行

経営一言: 歌を厳しく教えた父。それを優しく見守った母。歌手としての原点は両親にあると確信しています。
(歌手・瀬川 瑛子さん)

— 所長コメント: 厳しい父の教え、優しい母の愛情。親から思えば常に中途半端。途中経過に過ぎない。一生懸命の度合いが違う。—



(有)北野財經システム
北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

気になる記事: 日銀がマイナス金利—国内の金融政策で初、物価目標達成ならず。決定後、株価乱高下—

日本銀行は29日の金融政策決定会合で、金融機関が日銀に任意で預けるお金の利子をマイナスにする「マイナス金利政策」の導入を決めた。2月16日から実施する。金融緩和で金融機関にたまったお金が貸し出しに回るように促す。日本の金融政策でマイナス金利政策の導入は初めて。

確定申告の対象になる給与所得者 《税務》

各種所得の金額の合計額から所得控除分を差し引き、さらに税額控除分を差し引いたときに残額がある人が、確定申告対象者です。しかし、給与所得者の多くは、会社の年末調整で所得税額が確定し、納税も完了するので、確定申告をする必要がありません。ただし、給与所得者であっても、給与の年間収入金額が2千万円を超える人は確定申告をしなければなりません。また、会社1社から給与から受けていて、給与所得と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人も対象です。複数の会社から給与の支払いを受けているときは、メインの給与以外の給与と、給与所得と退職所得以外の所得との合計額が20万円を超えるときも同様に確定申告が必要です。

建物の賃貸借契約書 《税務》

建物の賃貸借契約書には、印紙税はかかりません。ところで、建物の賃貸借契約書の中には、その建物の所在地や使用収益の範囲を確定するために、敷地の面積が記載されることがありますが、このような文書も建物の賃貸借契約書であるとして印紙税はかかりません。

しかしながら、その敷地についての賃貸借契約を結んだことが明らかであるものは、印紙税額の一覧表の第1号の2文書「土地の賃借権の設定に関する契約書」に該当することになります。

また、貸しビル業者などが、ビルなどの賃貸借契約又はその予約契約を締結する際などに、そのビルなどの賃借人から建設協力金又は保証金などの名目で一定の金銭を受け取り、そのビルなどの賃貸借期間に関係なく一定期間据置き後、割賦償還することなどを約する場合がありますが、このような建設協力金又は保証金などの取り決めのある建物の賃貸借契約書は印紙税額の一覧表の第1号の3文書「消費貸借に関する契約書」に該当しますのでご注意ください。

リピート客を増やす 《経営》

小売店等の経営相談においては、経営者から「新規顧客をどのように増やしますか」という質問が定番です。一般に現在の売上高に満足できないと、新規客の増加策を考えます。アドバイスとして、現状の入店客数や購買率をじっくり聞いた後、新規客獲得よりも既存客の定着(リピート客とは、特定の商品やサービスを何度も購入する人、または何度も来店する人のことを言います)を提案します。新規客の獲得には、新しい販促計画や広告宣伝等の経費負担が大きく、費用対効果の採算性が厳しいからです。一方、リピート客の増加策は、経営者や従業員の意識改革を進めることによって、時間はかかりますが日常営業の中であまり費用もかけずに実行できます。

以下にリピート客が増えない問題点をいくつかあげます。これらの改善によりリピート客を増やす方策を探ってみては如何でしょうか。(1)お客の買いたい商品が品薄または品切れがよくある。(2)プライスカードが取れていたり、良く見えない商品があったりする。(3)接客開始が遅れたり、受付やレジで長く待たされたりする(4)店員が挨拶しない、または服装や言葉遣いが乱れている(5)返品に行った時、店員の態度が悪い(6)休業日が多く(または不規則)、営業時間(開店・閉店時刻)がお客の購買習慣に合わない、等。

社会保険未加入企業には刑事告発も視野に 《経営》

社会保険未加入企業をめぐる、その指導が強化されています。法律上、加入が義務付けられているにもかかわらず、社会保険に未加入の事業所は79万、未加入のまま放置され、不利益を被っている従業員は200万人に及ぶと言われています。厚生労働省と日本年金機構は、社会保険への加入を逃れる悪質な事業主について、より強硬な対策を検討しています。具体的な基準を定め、一定の基準を超える悪質な事業主については刑事告発をする方針です。

国税庁が保有する所得税の情報から給与支払いの実態を確認、その上で社会保険に未加入となっている事業場の洗い出しも進んでいます。マイナンバーの導入もあり、制度のすきを突いたような社会保険未加入はより困難になります。最終的に強制加入させられ、2年間遡及して保険料を求められることも十分にあり得ます。

すでに警察庁と基準作りについて協議を開始し、各年金事務所も今後、従来よりはるかに厳しい対応で臨むことが予想されます。これまでの年金事務所の対応のゆるさに高をくっていると、思わぬトラブルになりかねないでしょう。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。